

第23回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料2-1
平成21年5月19日	

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る 研究事業について

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

1 規制改革推進のための3か年計画（改定）（抄）（平成20年3月25日 閣議決定）

○ 保育所の最低基準の見直し（平成20年度調査実施・分析、平成21年度措置）

児童福祉施設最低基準は、昭和23年の制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくないとの指摘がある。（中略）したがって、子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか見直すため、科学的・実証的な検証に早急に着手する。

2 地方分権改革推進要綱（第1次）（抄）（平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定）

○ 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、保育の質や、高齢者の生活の一定の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定し得るなど、地方自治体が創意工夫を生かせるような方策を検討し、計画の策定までに結論を得る。

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業（平成20年度） 実施概要

1 事業の目的

保育所の設置は児童福祉施設最低基準に基づき必要な人員を配置し、設備を備えることとなっているが、その設備基準は昭和23年に制定されて以来、改正が行われておらず、利用している乳幼児の発達や家庭的な雰囲気の中での生活の営むに適したものになっていないとの指摘がなされている。

このことを踏まえ、乳幼児の生命・安全の保持や心身の健全な発達保障という観点から、現行の構造基準による設備の基準（数値基準）ではなく、乳幼児の生活・活動を支える機能面に着目した保育環境・空間の基準（定性的基準）について検討を行う。

また、近年増加している低年齢児や障害児など、特にきめ細やかな配慮や対応を要する児童の増加を踏まえ、居室、園庭、遊具等の物的環境のあり方を検討する。

（機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業・調査研究委員会 委員構成）

◎定 行 まり子 日本女子大学教授家政学部住居学科教授
藤 木 隆 男 藤木隆男建築研究所代表
安 日 向 雅 美 恵泉女学園大学大学院教授
大 梅 勅 江 筑波大学教授
市 原 勝 彦 三鷹市健康福祉部子育て支援室室長
清 水 正 明 福井市総務部政策調整室室長

金 子 恵 美 日本社会事業大学准教授
菊 池 繁 信 (社福)吹田みどり福祉会理事長
藤 森 平 智 司 新宿せいが保育園園長
三 上 智 代 紀 本福寺保育園園長
普 光 院 亜 紀 保育園を考える親の会代表
◎委員長

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業について

I 今回の研究事業における保育所の施設設備等に係る基準の考え方について

1 保育所保育指針に基づく保育ができるような保育環境を整えられること。(保育所保育指針に基づく保育を行うことができるような基準)

※ 保育には、子どもたちを詰め込む程度ではなく、子ども一人一人にあった適切な支援等が行えるような環境が求められる。

2 人が作業をする際に、無理なく動くために必要となる空間領域「動作空間」と、動作空間からなる、あるまじった生活行為ができる空間領域「単位空間」という建築設計の考え方を採用する。 (「単位空間」という根拠に基づく基準)

※ 上記の動作空間及び単位空間は、地方によって異なるものではない。

3 食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」的な考え方を基本とする。(「食寝分離」的な考え方に基づく基準)

【「食寝分離」を採用する理由】

- ① 住宅に係る建築設計について、生活の質の確保の観点から、戦後日本の住宅計画の基本である食事室と就寝室を分ける「食寝分離」の考え方を踏まえて行われる。そこで、保育所も、自宅と同様、子どもが生活をする場であることを踏まえると、食事の場と午睡の場を分ける「食寝分離」の考え方を取り入れることが望ましいこと。
- ② 新しい保育所保育指針において、乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きく、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要であるとしており、例えば、スペースの関係で、子ども全員一斉に午睡や食事が強制され、個々の成長や体調に応じて本来異なってくる、食事に係るリズムや、睡眠の量が犠牲にされることなどは避けることが望ましいこと。
- ③ 布団を用意する際の非常に多くの粉塵量が測定されたことなどから、衛生面の観点から食事の場と午睡の場を分けることが望ましいこと。

※ 厳格に言うと、具体的な空間設定（布団をどこに置くかなど）や、午睡のための専用室等を設けることまでが求められるが、目標とすべき基準においては、最低限必要な面積と考え方を示すことにより、具体的な空間設定などについては、現場や地域の創意工夫を生かせるようにする。

Ⅱ 今回の研究事業における保育所に係る面積基準等の扱いについて

《今回の研究事業による面積基準》

- 「食寝分離」や「単位空間」の考え方に基づき科学的・実証的に検証した結果、以下の基準等が示された。
 - ・ 2歳未満児の保育のために必要な部屋の面積 4. 1 1 m²/人
 - ・ 2歳以上児の保育のために必要な部屋の面積 2. 4 3 m²/人
 - ・ 保育の質の更なる向上に向けて、保育所の各機能に応じた定性的基準としてのガイドライン等
- ※ 現行の面積基準 2歳未満児 乳児室 (1.65m²/人) 又はほふく室 (3.3m²/人)
2歳以上児 保育室又は遊戯室 (1.98m²/人)



《現在の面積基準の評価》

- 一方で、現在の最低基準については、60年近く運用されたものであり、保育を行うことがまったく不可能というほどまでの状況は見られなかったが、「食寝分離」など様々な課題がある。
- したがって、現在の面積基準を切り下げることや切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をより困難にするものであることから、少なくとも、現行の最低基準以上であることが必要。



《今回の研究事業による面積基準等の取扱い》

- いずれにせよ、今回の研究事業に係る面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などその他の事情を含め総合的に勘案しつつ、国においても議論を行い、現在の最低基準とともに、その最終的な取扱いを決めるべきである。

機能面に着目した保育所の環境・
空間に係る研究事業
【結果の概要】

機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業 研究結果の概要

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 調査研究事業の目的と方法

日本では、認可保育所は児童福祉法のもとに、児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」)にもとづき整備する必要があるが、その最低基準に示された保育所の施設設備基準は昭和 23 年に制定された後、60 年を経過した今までほとんど改正されていない。一方、社会経済の発展とともに国民生活はこの 60 年で大きく変化し、子どもや保護者の生活環境や家族機能・労働形態などは多様になっている。保育所はこうした変化に対応し、利用する子どもや保護者のニーズ、特に利用時間(保育時間)の長時間化、子どもの発達を保障するための保育内容の充実などに取り組んできているが、こうした変化とともに保育の充実を図るための最低基準の改善に向けた見直しの必要性が指摘されてきた。

本研究は、こうした背景を踏まえ時代の変化に応じた保育の提供のために必要な環境、設備基準について検討したものである。検討に際しては、これまでの最低基準の考え方、つまり、保育の設備を「乳児室」「ほふく室」等の部屋の面積等の構造基準から規定するだけでなく、乳幼児の発達と生活の営みと教育の場、保護者支援の場として保育所を捉え、そこで必要とされる保育所保育指針にもとづく保育を行うために最低限必要な施設設備基準等を明らかにすることを目的として実施した。

本研究は以上の目的を果たすため、以下の調査を行った。

(1) 海外文献調査

6 か国、13 地域を対象に、保育所の設置に関する海外文献調査を行った。

(2) アンケート調査

全国の認可保育所 4,097 か所と東京都の認証保育所 55 か所を対象に「保育所の物的環境と保育の実態に関するアンケート調査」を実施した。(有効回答数 1,738 件)

(3) 現地視察・ヒアリング調査

17 か所の保育所を対象に、施設や空間の利用実態に関する現地調査および施設長へのヒアリング調査を実施した。

(4) 現地観察調査

保育所の設置に関する面積基準等を検討するため、5 か所の保育所を選定し、「食事」「午睡」「あそび」の各場面における子どもと保育士の行動についての観察調査を実施した。

委員会においては、これらの調査結果の分析を行うとともに、平成 21 年 4 月から施行される「保育所保育指針」にもとづき、「保育所保育指針」で求められる保育所の役割を果たすために、どのような環境を必要としているか考察を行い、ガイドラインを作成した。

2. 保育所の機能と空間・環境のガイドライン

保育所は保育所保育指針にもとづき子どもの最善の利益を保障するために、一人ひとりの子どもに合った保育(養護と教育の一体的提供)を行うこととされている。

本研究事業では、保育所の保育内容を定めている保育所保育指針(平成 20 年 3 月厚生労働省告示、平成 21 年 4 月施行)が示している保育を実現するための保育所の環境について、以下の枠組みで整理

した。また、あわせて、子どもと保護者等へ保育所の機能を提供するために必要な空間・環境の指標を「ガイドライン」としてまとめ、ガイドラインを現場で活用するための参考事例集を示した。

このガイドラインは、保育所を設計する建築士等作り手はもとより、保育所の事業者および現場で保育を担う保育士等を対象として、保育の質を高めるために作成した。その視点は主に次の3点とした。

- A. 建築士等が、保育所を設計する際に、保育の基本的あり方と保育所が提供する機能を理解するとともに、当該機能を果たすために必要な環境・空間について知識を得、設計に活かすための指標。
- B. 保育所事業者および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育の実施にあたってさまざまな空間の設定を行う際の設定方法について知識を得、活かすための指標。
- C. 自治体、建築設計者、保育事業者、および保育士等現場職員が、保育所が提供する機能を理解し、保育所の新築、改築、建て替え等の際に、お互いに共通認識を持ち、保育方針と合わせた保育所のデザインを行うためのコミュニケーションツールとしての指標。

＜機能別にみる環境・空間の設え ガイドライン（構成）＞

I. 登園・降園のための機能

- 1. 登園・降園

II. 子どもの生活・あそびのための機能

「生活行為」

- 2. 食事
- 3. 睡眠・休息
- 4. 排泄

「あそび」

- 5. 屋内あそび
- 6. 屋外あそび

「障害のある子どものための環境」

- 7. 障害のある子どもための環境

III. 保護者支援のための機能

- 8. 保護者支援

IV. 地域の中で果たすべき機能

- 9. 地域における子育て支援
- 10. 社会的役割としての保育所

V. 保育所運営のための機能

- 11. 保育所運営のための空間

VI. 共通事項

- 12. 安全・衛生
- 13. 光・空気・音環境

3. 「保育における食寝分離」を実現する環境・空間について

本研究では、海外文献調査やアンケート調査の結果を踏まえ、また視察調査、観察調査をもとに、乳幼児の生活・活動を支えるための保育所機能に対応する保育環境・空間について検討を行った。保育所保育指針には、「乳幼児は、その発達には個人差が大きく、食事の場面も含めて、一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である」と規定されている。このことを基本にすえて、子ども一人ひとりの発達過程や心身の状態にあわせることが大切な食事と午睡の行為に着目し、この2つの行為については他者に行為が中断されないような環境、つまり「保育における食寝分離」が必要であると考えらるにいたった。この食寝分離の考え方は、戦後の日本の住宅計画の基本概念と位置付けられて、小規模住宅において推進されてきた考え方であり、保育環境について、応用するものである。

本研究で実施した観察調査においても、食事から午睡にかけての一連の生活の流れがスムーズに行われることの重要性が確認され、「子どもが食事の最中に移動させられることなどは避けるべきであること」、「布団を用意する際に非常に多くの粉じん量が測定されたこと」などの課題を勘案し、食事の場と午睡の場を分ける「保育における食寝分離」を基本とすることとした。

このことは、本研究で実施したアンケート調査でも、「昼食～着替え～午睡～着替え～補食」と連続する保育の時間が、保育所で過ごす時間の約 1/3 を示しており、一日の生活を構成する重要な要素であることが明らかになっていることにもとづくものである。(図 1)。

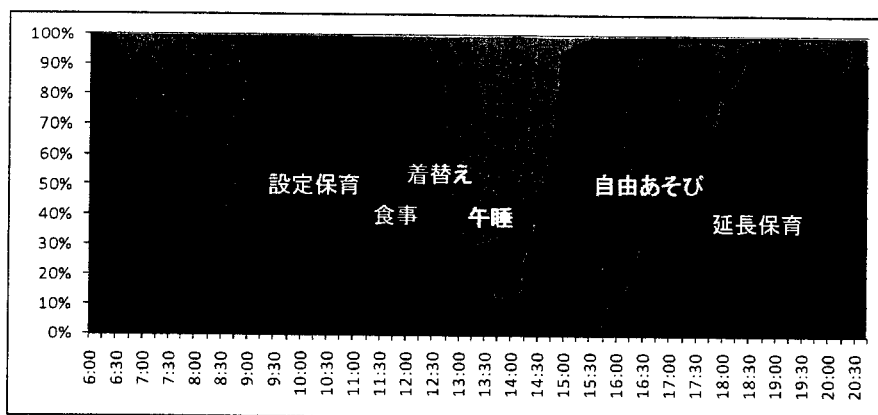


図 1 3 歳以上児の保育スケジュール (n=1423)

【現行の面積基準以上の面積が必要】

面積基準については、観察調査により得られた保育実践の行為や集団規模における活動や、建築設計資料集成¹にもとづくデータを踏まえて、「動作空間」と「単位空間」という建築設計の考え方で単位となる面積を算出し、観察調査等により空間の必要性を確認したうえで、次の条件で算出した。

- (1) 具体的な面積を算出できる場合には、その面積
- (2) 具体的な面積を算出が困難な場合には、原則²として調査結果の平均値の面積

「動作空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関して、子どもや保育士が無理なく動くために必要とする空間であり、その行為に必要な家具や道具を置くための空間を含む。通常、曲線で囲まれた空間としてあらわされる(図 2)。ただし、面積の算定は、動作空間に外接する方形の面積とする。

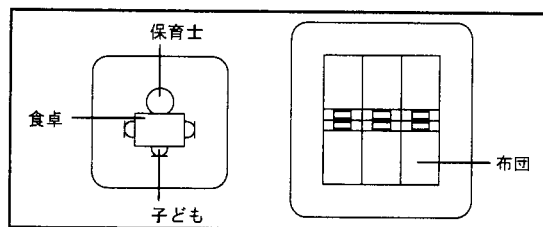


図 2 動作空間

「単位空間」とは

特定の生活およびあそびの行為に関する動作空間が単独でまたは複合して構成される空間に外接する方形であり、保育所において、まとまった生活行為を可能にする空間をいう(図 3)。

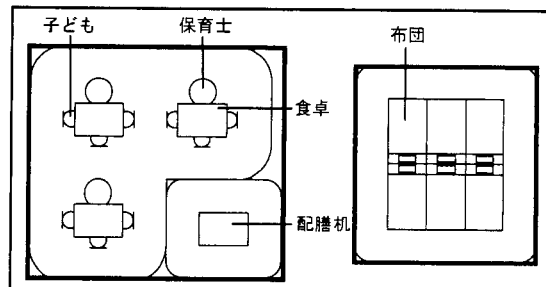


図 3 単位空間

¹建築設計の実務において利用されている、通路や寝具等の具体的な設計に必要なデータ集

²子どもの人体寸法にかかわるものは最大値を採用する

この考えのもと、導き出された面積基準は次のとおりである。1人あたりの模式図を用いて説明する。

1 2歳未満児の保育のために必要な単位空間について

- (1) 食事のための単位空間面積：約 1.68 m²/人
- ・ 食事の動作空間面積：約 1.45 m²/人 (図 4)
 - ・ 配膳の動作空間面積：約 0.23 m²/人
(観察調査等より計測)

- (2) 午睡の単位空間面積：約 2.43 m²/人
- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.23 m²/人 (図 5)
 - ・ 移行の動作空間面積：約 1.20 m²/人
(観察調査等より計測)

※「午睡の単位空間」は、布団の場合とベビーベッドの場合が考えられるが、ベビーベッドの場合は家具が占有し、ほふくのための空間が狭小となるため、布団の場合よりも広い「ほふくのための単位空間」が必要となる。具体的に「ほふくのための単位空間」が算出されていないため、布団の場合の面積基準を採用している。

以上より、2歳未満児に必要な面積基準は、

4.11 m²/人以上とする。

ただし、この面積にはほふくやあそびのために必要な空間が含まれておらず、この面積に加算して考えることが必要である。

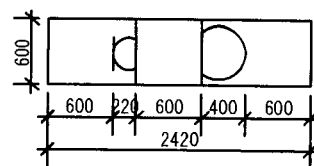


図 4 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

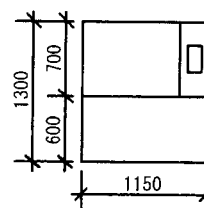


図 5 午睡の動作空間
(布団、移動等の空間からなる)

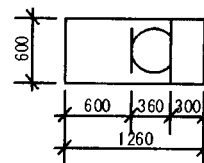


図 6 食事の動作空間
(机、幼児、保育士等の空間からなる)

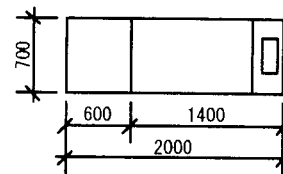


図 7 午睡の単位空間
(布団、移動等の空間からなる)

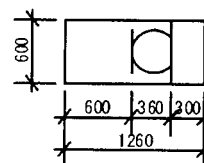


図 8 あそびの動作空間 (机)

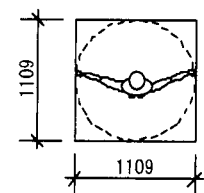


図 9 あそびの動作空間 (床)

2 2歳以上児の保育のために必要な単位空間について

- (1) 食事のための単位空間面積：約 1.03 m²/人
- ・ 食事の動作空間面積：約 0.76 m²/人 (図 6)
 - ・ 配膳の動作空間面積：約 0.27 m²/人
(観察調査等から計測)
- (2) 午睡のための単位空間面積：約 1.40 m²/人
- ・ 午睡の動作空間面積：約 1.40 m²/人 (図 7)
- (3) あそびのための単位空間面積：約 1.99 m²/人
- ・ 工作など、机を使用したあそびの動作空間面積：
約 0.76 m²/人 (図 8)
 - ・ 積み木など、床を使用したあそびの動作空間面積：
約 1.23 m²/人 (図 9)

以上より、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用できることを勘案して、2歳以上児に必要な面積基準は、

2.43 m²/人以上とする。ただし、「食事」や「午睡」の専用室を設け、「あそび」の際に「食事」と「午睡」の空間を利用しない場合には、「あそび」の空間 (1.99 m²/人) とともに、必要な「食事」の空間 (1.03 m²/人) または「午睡」の空間 (1.40 m²/人) を確保することが必要である。

【保護者支援のスペースの確保】

保育所保育指針においてこれまで以上に明確に位置づけられた保護者支援の機能を果たすためには、相談室の設置が重要である。相談室の設置は現在、約 1/3 にとどまっており、3/4 は独立した相談室が整備されていない(図 10)。保護者や家庭状況もさまざまになってきており、保育所がプライバシーに配慮し相談・支援をするための空間の確保が必要である。

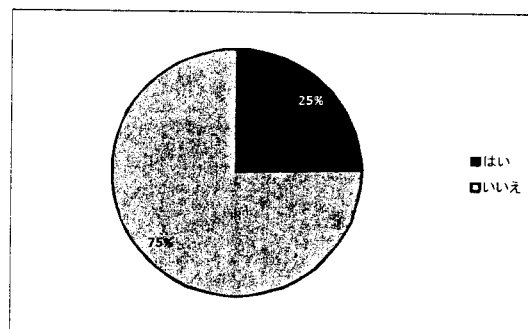


図 10 独立した相談室の設置状況 (n=1596)

【最低基準について】

この研究で示した最低基準としての面積基準は、その言葉どおり「順守しなければならない最も低い基準」として検討した結果である。実際の整備にあたっては、子どもの発達保障の視点から地方自治体等の努力等により、より充実した環境を提供することが望まれる。例えば、降雪などで冬場の屋外遊戯が難しい地域では、遊戯室など保育に必要な面積を遊戯室等の面積として上乗せして確保するなど、地域状況を勘案した対応に期待したい。さらに、今回の研究では明らかにできなかった「ほふく」や「あそび」のための空間確保も重要であり、保育所として望ましい面積は今後の研究によりさらに付加される必要があると考えている。

今回の調査結果からみると、現在の最低基準は、保育を行うことが不可能という状況ではないものの、「食寝分離」などさまざまな課題がある。したがって、現在の面積基準をさらに切り下げること、切り下げられるような仕組みを導入することは、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育をさらに困難とするものであり、検討を行う場合は、少なくとも、現行の最低基準以上のものとなる方向で行うことが重要である。

また、本研究事業で示した面積基準等については、現在の保育所の収容能力や、国や地方自治体の財政状況などの事情も含めて国でも議論し、現在の最低基準とともに最終的な扱いを決めるべきである。

4. アンケート調査の結果概要

保育所の物的環境および保育内容の実態を把握するため、全国の保育所等から無作為抽出した認可保育所 4,097 か所、東京都認証保育所 55 か所を対象にアンケート調査を行った。

【子ども 1 人当たりの面積の実態】

乳児クラスの 1 人あたり面積は、ほとんどの施設で現行最低基準に示された 3.3 m²を超え、多くの保育所で 4.95 m²(3.3 m²+1.65 m²)の空間が確保されている状況であった(図 11)。

一方、4～5 歳児クラスの 1 人あたり面積は、2～2.1 m²が最も多く、最低基準である 1.98 m²をかなりじて確保している状況にあった(図 12)。

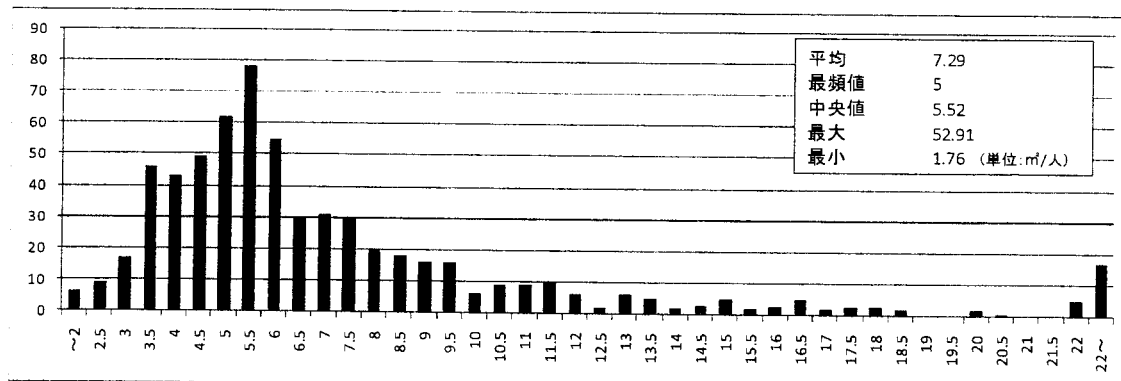


図 11 乳児保育室 1 人あたり面積 (n=634)

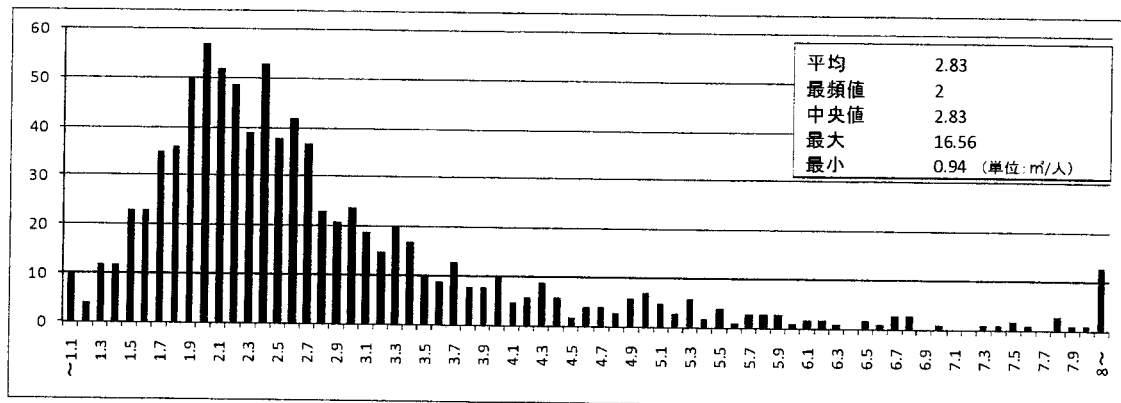


図 12 5歳児保育室1人あたり面積 (n=890)

【食寝分離の状況】

また、乳児保育室においては、食寝同室の割合が全体の3/4を占めており、そのうち、2/3以上は食事と午睡が重ならない空間を確保できている(図13)。一方、3歳以上児保育室では、食事と午睡を同室で行っている場合は全体のおよそ6割であり、そのうちの7~8割は食事のセッティングを片付けて午睡の準備をしているということが明らかになった。

食寝を同室で行っている場合と専用の食事室を設置している場合の比較では、専用の食事室を設置している場合には、「調理室の様子を見ることができる」や「配膳や後片付けへの参加状況」が食事室なしの場合に比べて高い割合を示した(表1)。

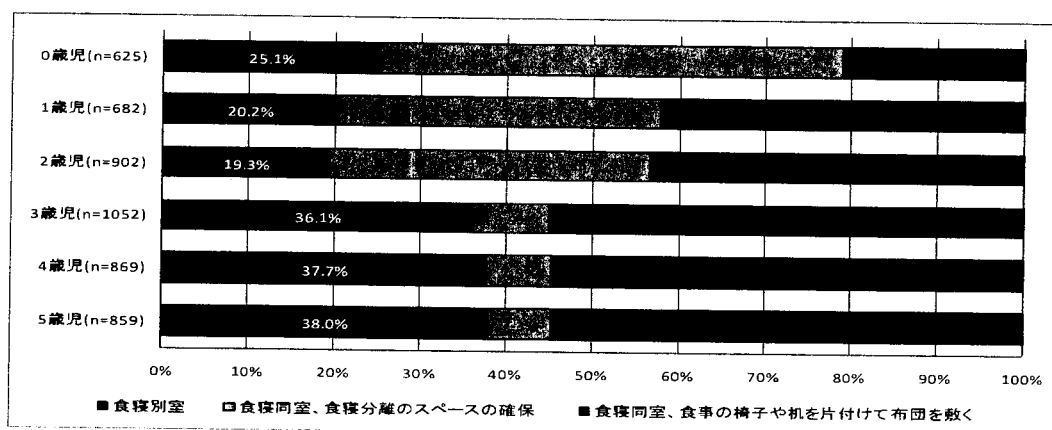


図 13 年齢別保育室における食寝分離の状況

午睡については、食事室の有無よりも、食事と午睡の場が別であるか同じであるかで差が表れた(表1)。「子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる」では、食事室がある場合では、86.2%と最も高い割合を示し、食事室がなく食寝を同室で行っている場合より約15%高くなっている。「午睡をしない子どもが過ごせる場所がある」については、食事室がなく、食寝別室の場合が最も高い割合を示し、82.4%である。一方、食事室がなく食寝同室の場合では61.7%となり、20%ほどの差が見られる。「午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある」についても、食事室がある場合および食事室はないが食寝別室の場合は60%程度であるが、食事室がなく食寝同室の場合は47.7%にとどまっている。また、食事室があるとあそびのコーナーを多様にセッティングできることが確認され、幼児のあそびにも影響があることが認められた。

保育所の現状としては、0歳児クラス室は「ほふく室」＋「乳児室」の広さを確保している保育所が多い一方、2歳以上児の保育室については最低基準ぎりぎりの面積しか確保できず、セッティングを変えることにより限られた空間でどうにか保育をしていると推察した。このことから、専用室が確保されていること、特に、専用の食事室を設けることができている場合には、子ども一人ひとりにあわせた保育を提供しやすい環境にあることを確認できる結果となった。

	空間・設備に関わる保育内容	食事室あり (n=123)	食事室なし、 食寝別室 (n=470)	食事室なし、 食寝同室 (n=777)	
食事、食育	子どもが調理室の様子を見ることができる	78.9%	75.1%	75.7%	
	子どもが配膳や後片付けに参加している	96.7%	91.1%	93.4%	
	子どもが食について学ぶミニキッチンなどの設備がある	22.0%	10.6%	10.7%	**
午睡	子どもの布団を保育士が歩ける程度の間を空けて並べることができる	86.2%	78.0%	70.4%	**
	午睡をしない子どもが過ごせる場所がある	78.9%	82.4%	61.7%	**
	午睡時以外でも子どもが眠れる場所がある	62.4%	60.6%	47.7%	**

表1 食事室設置による保育内容への影響 (**:1%有意)

5. 海外文献調査の結果概要

【諸外国と比較して低い日本の最低基準】

保育所の設備基準の考え方の参考とするため、アメリカ、イングランド、フランス、ドイツ、スウェーデン、ニュージーランドの6か国について、保育所の施設基準を調査した。その際、その国の基準と地方の基準の状況、保育者1人あたりの児童数等の配置基準について調査を行った。この結果、日本の子ども1人あたり面積基準が諸外国と比較して低い水準にあることがわかった。

また、日本は、面積基準が低いことに加え、対象面積に廊下や可動式の収納設備の置いてある床面積を除外する記載がないため、これらの床面積を差し引くと子どもの実際の活動スペースは、必ずしも最低基準に規定されている面積が確保されていないという課題も見えた。

ニュージーランドの面積基準では、「通路、トイレ設備、職員室、2歳未満児用の特別な午睡室、その他子どものあそびに使わない区域を含まない」と明確に規定している等、諸外国においては子どもの活動スペースを明確に規定している国もある。今後、必要とされる環境整備にあつては、まずは廊下や可動式の収納等を保育室や乳児室・ほふく室の面積に含めないことが求められる。そのことによって、保育室、乳児室、ほふく室の最低基準面積として本来、子どもの活動を支えるために必要な一定基準以上の面積を確保すべきである。(図14)

また、今回の調査では、保育活動の機能面から、職員配置基準とグループ規模についても各国の状況を比較した。その結果、日本は諸外国と比較して職員の配置基準は低く、特にグループ規模が大きいということがわかった。日本では子どもの人数のグループ規模については規定されていないが、諸外国では「3歳未満児については最大6名、3歳以上児については最大13名」等と小規模なグループ化が規定されており、大きいグループでも15名程度となっている。保育所保育指針にもとづき子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育を提供するためには、グループの小規模化が必要であり、職員配置基準のあり方を保育実践に照らしながら改善していくことが今後の検討課題である。

さらに、基準の位置づけが推奨基準とされても、ほとんどの保育所がその水準をクリアする基本的基準になっていることも認められ、基準を下回らない仕組みとなっている。日本でも認可外保育施設が基本となる水準を満たして認可が受けられるように進める必要がある。

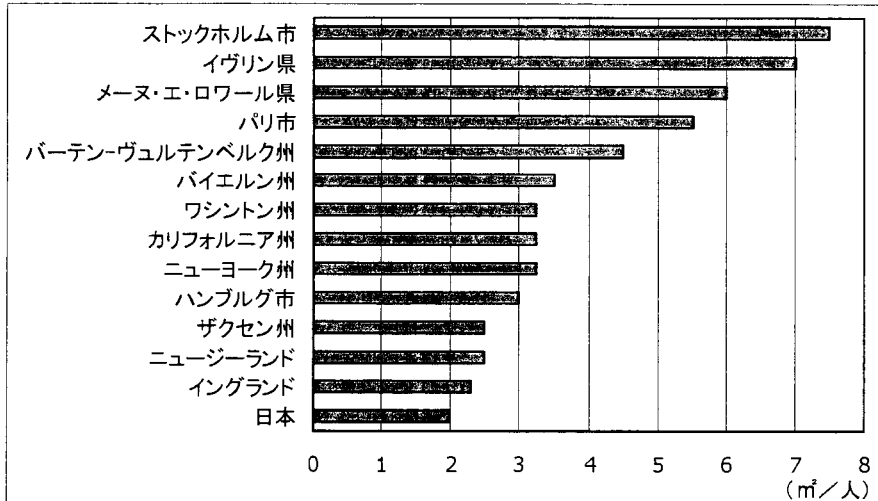


図 14 3歳以上児1人あたり面積基準の国際比較

(注) 日本は「保育室又は遊戯室」の面積 (以下同様)。

6. 調査研究委員会

本調査研究の委員は「保育」の専門家、保育事業者、保育実践者、子どもの環境のづくり手である住居・建築学の研究者、建築家、行政職員により構成し、多様な側面から検討を行った。保育所の最低基準である児童福祉施設最低基準は、その時代の変化とともに社会的使命や社会的環境にあわせ随時、見直しをすることが必要である。子どもの育ちを支える保育所が、本当に子ども一人ひとりの発達過程に応じた保育を提供するために、環境面の改善が必要であり、あわせて保育士等の配置基準の見直しやグループの小規模化等も求められる。

今後も引き続き、保育所保育指針にある保育の質を高めるために、「子どもの育ちを支えていくための環境」について検討を重ね、子どもの育ちを保障する保育所の改善を具体化していくことが不可欠である。

■委員会委員構成		(50音順・敬称略)	◎ 委員長	* 幹事会委員
◎ 定行	まり子*	日本女子大学教授	◎	*
	安梅 勅江	筑波大学大学院教授		
	市原 勝彦	三鷹市健康福祉部子育て支援室室長		
	大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授		
	金子 恵美 *	日本社会事業大学准教授		*
	菊池 繁信	吹田みどり福祉会理事長		
	清水 正明	福井市総務部政策調整室室長		
	普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表		
	藤木 隆男	藤木隆男建築研究所主宰・一級建築士		
	藤森 平司 *	新宿せいが保育園園長		*
	三上 智代	本福寺保育園園長		